

日本歯科人間ドック学会認定制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科人間ドックの専門的知識及び技能・経験を有する歯科医師を養成することにより、歯科人間ドックの高度な水準の維持と全国的な実施で、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために日本歯科人間ドック学会（以下「本学会」という）は、日本歯科人間ドック学会認定医（以下「認定医」という）、日本歯科人間ドック学会指導医（以下「指導医」という）、及び日本歯科人間ドック学会認定施設（以下「認定施設」という）の制度を設け、認定制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会

- 第3条 本学会は認定制度に必要な事項を審議するために認定委員会を置く。
- 第4条 認定委員会は、10名以内の委員で構成される。
- 認定委員会委員（以下、「認定委員」という。）は、会長が指導医として認定された者で、理事、評議員の中から推薦し、理事会の承認を得た者とする。
 - 認定委員の任期は原則として2年とし、半数交代制とする。ただし、再任を妨げない。
 - 認定委員会委員長（以下、「認定委員長」という。）及び副委員長は、会長が指名する。
 - 認定委員会は、委員の三分の二以上の出席をもって成立し、その議事は、認定委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは認定委員長の決するところによる。
- 第5条 認定委員会は、下記の業務を行う。
- 認定医、指導医、及び認定施設の資格審査及び更新資格審査
 - その他、認定制度運営に関する業務

第3章 認定医の基本的条件

- 第6条 認定医は、歯科人間ドックにおいて健康診査と分析、ならびに健康指導を実施するための高い医療技能を修得するとともに、他の歯科医師または医師等からの要請に応じて適切な指示、及び情報を与えることのできる能力を有すること。

第4章 認定医申請者の資格

- 第7条 認定医の資格を申請する者は、別に定める認定制度施行細則に従うこととする。

第5章 指導医申請者の資格

- 第8条 指導医の資格を申請する者は、別に定める認定制度施行細則に従うこととする。

第6章 認定施設の資格

- 第9条 認定施設の施設長は必ず認定医もしくは指導医の資格を有し、**尚且つ本会施設会員（代表者）であること。**

- 第10条 認定施設は歯科衛生士を有しなければならない。

第7章 申請と登録

- 第11条 認定医、指導医、ならびに認定施設の認定を受けようとする者は、申請手数料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第8章 審査方法

- 第12条 認定医の認定は、認定委員会において書類審査を行う。
- 書類審査の合格者に対しては認定試験を課する。
 - 認定試験は認定委員会がこれを行う。認定委員会はその結果に基づき認定医資格の判定を行う。
 - 認定委員会はこれを認定し、常任理事会に報告する。

第 13 条 指導医、ならびに認定施設の認定については、認定委員会がこれを審査する。

2. 認定委員会はこれを認定し、常任理事会に報告する。

第 14 条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第 15 条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

第 16 条 認定証は、登録料を納入し登録申請書を提出した者に交付する。

第 9 章 資格の更新

第 17 条 認定医、ならびに認定施設は 5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第 18 条 認定医、ならびに認定施設の資格更新を受けようとする者は、更新手数料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第 19 条 認定医の資格更新に当たっては、認定期間 5 年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第 20 条 認定医、ならびに認定施設の資格更新の可否は、更新申請書をもとに認定委員会において審議・認定し、常任理事会に報告する。

第 21 条 学会は、認定を受けた者を継続して登録し、認定証を交付する。

第 10 章 資格の喪失

第 22 条 認定医、指導医、ならびに認定施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定委員会、常任理事会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科医師の免許取消または歯科医業の停止処分を受けたとき。
- 3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- 4) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5) 認定委員会が認定医、指導医、あるいは認定施設として不相当と認めたとき。

第 23 条 認定医、指導医、あるいは認定施設の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び、認定医、指導医、あるいは認定施設の資格を申請することができるものとする。
なお、更新未手続きにより資格を喪失した場合は、喪失から 1 年以内であれば更新遅延理由書を付して更新の申請をすることが出来る。

第 11 章 補 則

第 24 条 認定委員会の決定に関し、異議のある者は会長に申し立てることができる。

第 25 条 手数料、及び登録料については別に定める。

第 26 条 この規則の改正については、認定委員会ならびに常任理事会の承認を得て、理事会、評議員会、総会で報告する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 17 日から施行する。

平成 19 年 6 月 17 日制定

平成 19 年 6 月 17 日施行

平成 19 年 12 月 8 日改正

平成 19 年 12 月 8 日施行

平成 20 年 12 月 6 日改正

平成 20 年 12 月 6 日施行

平成 22 年 6 月 30 日改正

平成 22 年 6 月 30 日施行

平成 23 年 3 月 29 日改正

平成 23 年 3 月 29 日施行

平成 23 年 11 月 7 日改正

平成 23 年 11 月 7 日施行

日本歯科人間ドック学会認定制度施行細則

- 第 1 条 日本歯科人間ドック学会認定制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。
- 第 2 条 規則第 7 条における認定医の資格申請は次の 1～6 号のすべて、あるいは 7 号を満たすものとする。（3 については(1)～(4)のいずれか）
1. 本国歯科医師の免許を有する者。
 2. 定医申請時において本学会の正会員であること。
 3. (1)継続・通算して 5 年以上本学会会員歴を有する者。
(2)継続・通算して 2 年以上本学会会員歴を有し、尚且つ本会学術大会で発表（筆頭）、もしくは本学会誌に投稿（共同演者でも可）した者。
(3)本学会施設会員の所属施設において歯科人間ドック業務に 5 年以上従事した者。
(4)認定委員会が認める他関連学会（日本歯科医学会および日本歯学系学会協議会に加入する学会）において継続して 7 年以上の会員歴を有する者、あるいはこれらの学会の専門医あるいは認定医（士）を持っている者。
 4. 本会の学術大会、または研修会に出席すること。
 5. 認定医認定講習会（以下、認定講習会という）を受講すること。
 6. 認定医認定試験（以下、認定試験という）を受験し、合格すること。
 7. その他、認定委員会が特別に認めた者
- 第 3 条 規則第 8 条における指導医の資格申請は次の 1～3 号のすべて、あるいは 4 号を満たすものとする。
- 1) 認定医であること。
 - 2) 指導医申請時において、継続して 10 年以上本学会会員であること。
 - 3) 認定医の資格を得た後継続して 5 年以上本学会会員であり、その間に学会雑誌等に掲載された歯科人間ドックに必要とされる歯科医療等に関する論文があること。
 - 4) その他、認定委員会が特別に認めた者
- 第 4 条 規則第 7 条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料（非会員においては別途入会金、年会費を加える）を添えて学会に提出しなければならない。
- (1) 認定医申請書（様式 1）
 - (2) 履歴書（様式 2）
 - (3) 日本国歯科医師免許証（写し）
 - (4) 学会会員歴証明書もしくは歯科人間ドック担当歴証明書（様式 3 もしくは様式 4）
 - (5) 学術大会、研修会出席証明書（様式 5）
 - (6) 業績目録或いは、歯科人間ドック健診記録（様式 6）
 - (7) 本会の非会員においては入会申込書
- 第 5 条 指導医の申請
- (1) 指導医申請書（様式 1）
 - (2) 履歴書（様式 2）
 - (3) 学会会員歴証明書（様式 3）
 - (4) 学会、研修会出席証明書（様式 4）
 - (5) 学会発表および学会誌投稿を証明する書類（様式 5）
 - (6) 認定医認定証（写し）
- 第 6 条 認定施設の申請
- (1) 認定施設申請書（様式 1）
 - (2) 施設内容案内書（様式 2）
 - (3) 施設会員メンバー確認書（様式 3）
 - (4) 認定医、あるいは指導医認定証（写し）
 - (5) 同施設勤務の歯科医師および歯科衛生士免許証（写し）
- なお、審査委員が施設を直接確認することも有り得る。
- 第 7 条 規則第 11 条、第 14 条、第 18 条に定める手数料は次の各号に定める。
- (1) 申請手数料 1 万円

- (2) 登録料 3万円
- (3) 更新手数料 3万円

第8条 前条に定める既納の申請手数料，登録料，更新手数料は，いかなる理由があっても返却しない。
第9条 認定医の資格の更新に当たっては，更新前5年間で，次の条件の12単位以上を満たすものとする。ただし，2回以上，本学会の学術大会への出席単位が含まれていること。

1. 学術大会などへの出席は，参加章または修了証をもって証明する。

- (1) 日本歯科人間ドック学会学術大会 4単位／大会1回
日本人間ドック学会学術大会 4単位／大会1回
- (2) 日本歯科人間ドック学会セミナー，シンポジウム 4単位／1回
- (3) 日本歯科人間ドック学会認定医講習会 4単位／1回
- (4) 日本歯科人間ドック学会研修会 4単位／1回
日本人間ドック学会研修会 4単位／1回

なお，長期海外滞在者についての出席単位は，認定委員会で審議する。

2. 歯科人間ドックに関連する領域の発表

- 1) 論文発表
 - (1) 「歯科人間ドック」筆頭著者および共著者 4単位
 - (2) 関連学会誌，または商業雑誌の筆頭著者および共著者 1単位
- 2) 学会発表
 - (1) 日本歯科人間ドック学会学術大会演者および共同発表者 4単位
 - (2) 日本歯科人間ドック学会セミナー，シンポジウム演者(講師) 8単位
 - (3) 日本歯科人間ドック学会認定医講習会講師 8単位
 - (4) 日本歯科人間ドック学会研修会講師 8単位
 - (5) 関連学会学術大会及び日本歯科医師会主催大会演者および共同発表者 4単位

なお，「歯科人間ドックに関連する領域の発表」とは，認定委員会が認める学術集会(国際学会を含む)または刊行物(国際誌を含む)における歯科人間ドックに関連する論文発表，学会発表をいう。また，認定委員会が認める学術集会は，原則として日本学術会議に登録している専門学会をいう。また，認定委員会が認める刊行物は，原則として同上の学会誌をいうが，一部の歯科関連雑誌を認めることがある。なお，国際学会および国際学会誌については，認定委員会が決定するものとする。

第10条 規則第14条による登録申請は，登録料を添えて，次の各号に定める該当する申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医登録申請書(様式7)
- (2) 指導医登録申請書(様式7)
- (3) 認定施設登録申請書(様式4)

第11条 指導医の資格は，認定医の資格更新とともに更新されるものとする。

第12条 認定医の資格を更新しようとする者には，更新手数料を添えて，次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書(様式8)
- (2) 学術大会，研修会出席証明書(様式4)
- (3) 業績目録(様式5)

第13条 認定施設の資格を更新しようとする者には，更新手数料を添えて，次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 認定施設更新申請書(様式5)
- (2) 認定医，あるいは指導医認定証(写し)
- (3) 歯科衛生士免許証(写し)

第14条 認定医，ならびに認定施設の資格更新の申請は，認定失効期日の2ヶ月前までに行わなければならない。

第15条 この制度の実施，運営に当たり，財務は，学会本会計によって処理する。

この細則の変更は，認定委員会，常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、平成19年6月17日から施行する。

平成19年 6月17日制定
平成19年 6月17日施行
平成19年12月 7日改正
平成19年12月 7日施行
平成20年12月 6日改正
平成20年12月 6日施行
平成21年 8月24日改正
平成21年 8月24日施行
平成22年 6月30日改正
平成22年 6月30日施行
平成23年 3月29日改正
平成23年 3月29日施行
平成23年11月 7日改正
平成23年11月 7日施行